

発湯監第13号
令和元年7月23日

湯梨浜町長	宮脇 正道 様
湯梨浜町議会議長	入江 誠 様
湯梨浜町教育委員会教育長	山田 直樹 様
湯梨浜町農業委員会会長	長谷川誠一 様

湯梨浜町代表監査委員 磯 江 俊 二

湯梨浜町監査委員 光 井 哲 治

令和元年度第1回定期監査報告書

湯梨浜町監査委員条例第2条の規定に基づき、令和元年度第1回定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

記

第1 監査の概要

I 監査の項目

- (1) 平成30年度町建設工事（土木一般）に係る指名・落札状況について
- (2) 町上水道事業と町簡易水道事業の会計統合に係る事務処理について

II 監査の実施日

令和元年6月28日（金）

III 実施した監査手続き

監査の対象となった項目について、資料審査、聞取りを行った。

第2 監査結果

(1) 平成30年度町建設工事（土木一般）に係る指名・落札状況について

・平成30年度町発注の建設工事（土木一般・50万円以上。以下同じ。）の件数は、次のとおり。

発注方式	件数	備 考
指名競争入札	82	うち町外事業者による入札 2件
随意契約		
見積随契	28	
1社随契	12	
計	122	

・町では、町内業者育成の方針の下、建設工事に限らず、物品調達のための備品購入契約、印刷物作成のための委託契約等、各分野で町内業者への優先発注の政策を進めている。この建設工事の分野においても同様で、平成30年度執行の町建設工事に係る発注工事を見ても、全122件中、120件(99.8%)が、町内業者への入札指名、あるいは随意契約への見積書提出（見積随契）、承諾要請（1社随契）となっている。

そして、平成30年度町発注の建設工事に係る町内事業者への指名競争入札指名状況及び随意契約受注状況は、次のとおりとなっている。

等級	業者	工事規模	指名競争入札指名件数	随意契約受注件数	
				見積随契	1社随契
A級 (1社)	A-1	2,000千円未満	6		3
		2,000~5,000千円未満	20		
		5,000~10,000千円未満	12		
		10,000千円以上	18		
		計	56	0	
B級 (6社)	B-1	2,000千円未満	7	4	
		2,000~5,000千円未満	26		
		5,000~10,000千円未満	13		
		10,000千円以上	18		
		計	64	4	
	B-2	2,000千円未満	7	2	
		2,000~5,000千円未満	26		
		5,000~10,000千円未満	13		
		10,000千円以上	18		
		計	64	2	

等級	業者	工事規模	指名競争入 札指名件数	随意契約受注件数	
				見積随契	1社随契
	B-3	2,000千円未満	7	2	
		2,000~5,000千円未満	26		
		5,000~10,000千円未満	13		
		10,000千円以上	18		
		計	64	2	0
	B-4	2,000千円未満	7	3	5
		2,000~5,000千円未満	26		
		5,000~10,000千円未満	13		
		10,000千円以上	18		
		計	64	3	5
	B-5	2,000千円未満	7	5	
		2,000~5,000千円未満	26		1
		5,000~10,000千円未満	13		
		10,000千円以上	18		
		計	64	5	1
	B-6	2,000千円未満	7	2	2
		2,000~5,000千円未満	26		
		5,000~10,000千円未満	13		
		10,000千円以上	18		
		計	64	2	2
C級 (3社)	C-1	2,000千円未満	8		
		2,000~5,000千円未満	9		
		5,000~10,000千円未満	5		
		10,000千円以上	0		
		計	22	0	0
	C-2	2,000千円未満	5		
		2,000~5,000千円未満	7		
		5,000~10,000千円未満	5		
		10,000千円以上	0		
		計	17	0	0

等級	業者	工事規模	指名競争入 札指名件数	随意契約受注件数	
				見積随契	1社随契
	C-3	2,000 千円未満	8	3	
		2,000~5,000 千円未満	12		
		5,000~10,000 千円未満	5		
		10,000 千円以上	0		
		計	25		
D級 (3社)	D-1	2,000 千円未満	8	1	
		2,000~5,000 千円未満	7		
		5,000~10,000 千円未満	1		
		10,000 千円以上	0		
		計	16		
	D-2	2,000 千円未満	8	2	1
		2,000~5,000 千円未満	7		
		5,000~10,000 千円未満	1		
		10,000 千円以上	0		
		計	16		
	D-3	2,000 千円未満	8	4	
		2,000~5,000 千円未満	7		
		5,000~10,000 千円未満	1		
		10,000 千円以上	0		
		計	16		

・町発注の建設工事に係る業者選定については、県の建設工事入札参加資格審査により決定された等級に応じて次のような基準を設け、運用されている。

湯梨浜町建設工事に係る指名業者の選定及び入札等要領の運用について（抜粋）

平成 29 年 9 月最終改正

等級	工事規模
A級	2,000 千円以上
B級	1,300 千円以上~100,000 千円未満
C級	30,000 千円未満
D級	20,000 千円未満
その他	5,000 千円未満

しかし、平成 30 年度発注の建設工事に係る業者選定の実情を見れば、発注金額の大小にかかわらず、A・B級業者に偏っている傾向が認められる。また、B・C級業者混在による指名の形態もほとんど認められず、実質、A・B業者とC・D業者間には大きな壁があると思われるところである。

・前述のとおり、町では「町内業者育成」の方針の下、町内業者優先発注の政策を進めているが、その恩恵を受けているのは土木建設工事の分野では、実質A・B級7社に限定されている感がある。

「町内業者育成」というのであれば、前記運用要領を改正してA・B級業者の適用下限額を引き上げる。又は、これまでの運用を改めて、例えば2,000千円未満の小規模工事については、主としてC・D級の零細業者を優先指名する、あるいは随意契約の見積書の提出依頼をする等により受注機会の経験を増やし、その能力の向上に寄与する配慮が必要なのではなかろうか。もちろん一時的に集中する災害復旧工事等、小規模工事であっても対応上A・B級業者への指名選定を全く認めないというつもりはないが、単に中小・零細業者が受注すれば、諸帳簿の提出が遅れる、現場指示・検査への対応不徹底等により担当職員の業務が大変等の安易な理由でC・D級業者への指名選定を忌避する取り扱いを改めるべきである。

(2) 町上水道事業と町簡易水道事業の会計統合に係る事務処理について

・町では、簡易水道事業の損益状況、資産を含む経営状況を的確に把握していくため、当該事業に係る会計処理を平成 31 年 4 月 1 日から地方公営企業法に基づく公営企業会計方式に切り替え、既存の上水道事業と統合して処理することとなった。

この会計統合に係る事務処理について監査したが、その結果は概ね適切であったことが認められた。

・平成 28 年度から 3 年間をかけて、これまで取得した資産の減価償却・残存価格を整理して固定資産として計上、更に平成 31 年 3 月 31 日付で仮締めを行い、同日現在の利益剰余金 35,647,634 円を流動資産として計上等により、4 月 1 日付の開始貸借対照表を作成して、公営企業会計への移行をスタートをしたところである。

ただし、上記仮締め時の利益剰余金 35 百万円余は、今後の未払金（従来の出納整理期間内における支払）費用に充てる必要があるため、僅かなものとなる。

・今回の会計統合に伴って、両事業に係る会計処理方式は今後どのような関

係になるのか。聞き取りによると、上水道事業も簡易水道事業も継続して実施していくことから、あたかも「工場ごとに独立採算制」をとる民間企業経営のように、各々が独立経理されて最終的に全体を整理するような緩やかな連携処理の形態になるようである。

・また、今回の会計統合（簡易水道事業の公営企業会計への移行）に関連して、従来の簡易水道事業の起債償還に対する一般会計からの繰入措置については、今後も継続することが確認されているようだが、しかし、当面の運転資金に充てるための流動資産はごく僅か、大規模修繕や施設更新等に備える建設改良積立金は0円という課題も明確になった。（上水道会計（平成31年3月31日現在）：流動資産473,885千円、建設改良積立金295,329千円）今後、このような課題について、どう対処していくのか。町として早急に確認しておく必要があると考えるところである。